

しん しんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度に
ねん きん う
かかる、年金を受けている
みなさま
皆様へ

ねんきんじゅきゅうしゃ
年金受給者



しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど
心身障害者扶養共済制度に
てつづ どう
かかるお手続き等に
かん
関するお知らせです

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど 心身障害者扶養共済制度とは？

●この制度は…

しょうがい かた ほ ご しゃ そう ぞ ふ じょ せいしん もと
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基
づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額
の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡
したときなどに、障害のある方に終身一定の年金
を支給するという任意加入の制度です。

●年金額は…

ねんきんがく
くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
1口加入の場合……月額2万円(年間24万円)
くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
2口加入の場合……月額4万円(年間48万円)



ちゅうい
注意

かくしゅ て つづ
各種お手続きは、
わす ねが
お忘れなくお願いします。

- 各種のお手続きや年金の管理が困難な場合は、「年金管理者」を指定し、手続き等をその方にご協力いただくこともできます。

- 「年金」を確実に受取るために、各種手続きは、必ず行なってください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど 心身障害者扶養共済制度にかかる ねんきん かくじつ うけとり 年金を確実に受取ください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど しょうがい
心身障害者扶養共済制度は、障害をお
もちの方を扶養されていた加入者の方が
お亡くなりになった場合などに、障害をお持
ちの方に終身の年金が支払われるという任
意加入の制度です。

ねんきん しきゅう
年金が支給されるようになってからも、
ねんきん つづ うけ と て つづ げんきようとどけ
年金を続けて受取るための手続き(現況届
など)をとらないと、すみやかに年金をお支
払いできない場合があります。

かにゆうしゃ かた せい ど かにゆう
加入者の方がこの制度に加入してい
たご意思をお汲み取りいただき、お手
続きはお忘れのないようお願いいたしま
す。

ねんきん かんり て つづ こんなん
なお、年金の管理・手続きが困難に
なった場合は「年金管理者」制度がありま
すので「お手続き・ご相談の窓口」まで、ご相談
ください。



このようなときは、すみやかに てつづ お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ じゅうみんひょう うつ
毎年5月、現況届と住民票の写しを
ていしゅつ
提出してください。

ひつようしよるい
必要書類

- ねんきんじゅきゅうけんしゃげんきょうとどけしよ
● 年金受給権者現況届書
- じゅうみんひょう うつ がつ い こう はっこう
● 住民票の写し(4月以降に発行されたもの)

ちゅうい
ご注意

- ていしゅつ ば あい ていしゅつ う あいだ
● ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、
ねんきん さ と
年金が差し止められます。

とどうふけん してい とし てつづ こと
都道府県・指定都市によって、手続きが異
ばあい
なる場合があります。

ていしゅつ
**提出
あり**

ねんきん
**年金
ぞっこう
続行**

ていしゅつ
**提出
なし**

ねんきん
**年金
さしとめ
差止**

つぎ がいとう き かん ねんきん
次に該当する期間の年金は
しはらい
お支払しません。

- ねんきんじゅきゅうしゃ しよざい ひとつき いじょうふ めい
● 年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ちようえきまた きん こ けい しよ けい しっこう う
● 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- に ほんこくない じゅうしよ ゆう
● 日本国内に住所を有しないとき

ねんきん
**年金
ていし
停止**



このようなときは、すみやかに

^{てつづ} お手続きを行ってください

^{けっこん} 結婚などでお名前が
^{な まえ}
かわったとき

^{ねんきん} 年金を受け取っている
^{う と}
^{きんゆう き かん} 金融機関を変更したい、
^{へんこう}
または変更したとき

^{じゅうしょ}
住所がかわったとき

^{こう ざ} 口座を変更したい、
^{へんこう}
または変更したとき

^{ねんきんかん り しゃ} 年金管理者を指定したい、
^{してい}
^{へんこう}
または変更したいとき

^た
その他

^{とどうふけん} *都道府県・^{してい とし}指定都市によって、^{てつづ} 手続きが異なる場合があります。^{こと} ^{ばあい}

て つづ そうだん まどぐち お手続き・ご相談の窓口

せい ど どう ふ けん してい と し じょうれい
この制度は都道府県・指定都市の条例に
もとづいて実施されています。

て つづ そうだん
お手続き、ご相談は、

- し くちょうそん
●市区町村
- ふく し じ むしょ
●福祉事務所
- どう ふ けん してい と ししょうがいふくし たんとう ぶ しょ どう
●都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う
で、お受けしています。

こじんじょうほう とりあつ 個人情報取扱

しん しんしょうがいしゃ ふ よう きょうさいせい ど もと どう ふ けん
心身障害者扶養共済制度に基づき、都道府県
し いてい と し し え かにゆうしゃ ほ こ しゃ しょうがい
指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害の
かたおよ ねんきん かんり しゃ こ じんじょうほう ほんじょうれい
ある方及び年金管理者の個人情報は、本条例
さだ り ようもうくてきい がい し よう
の定める利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふく し い りょう き こう
独立行政法人 福祉医療機構

(平成27年4月1日作成)

R100
当館は「障害者100%就業推進事業」

*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。